

射水市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画 策定スケジュールについて

1 計画の位置づけ

射水市高齢者保険福祉計画・第 10 期介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。このたび、令和 8 年度をもって第 9 期計画の期間が終了となるため、令和 9 年度を初年度とする新たな計画を策定します。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する中、令和 22 年（2040 年）頃にかけて 85 歳以上人口の増加や現役世代の減少が見込まれており、介護ニーズの増加や介護人材不足の深刻化など、介護保険制度を取り巻く環境の変化が見込まれています。また、高齢者のみ世帯や単身高齢者、身寄りのない高齢者の増加、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く状況も変化しています。

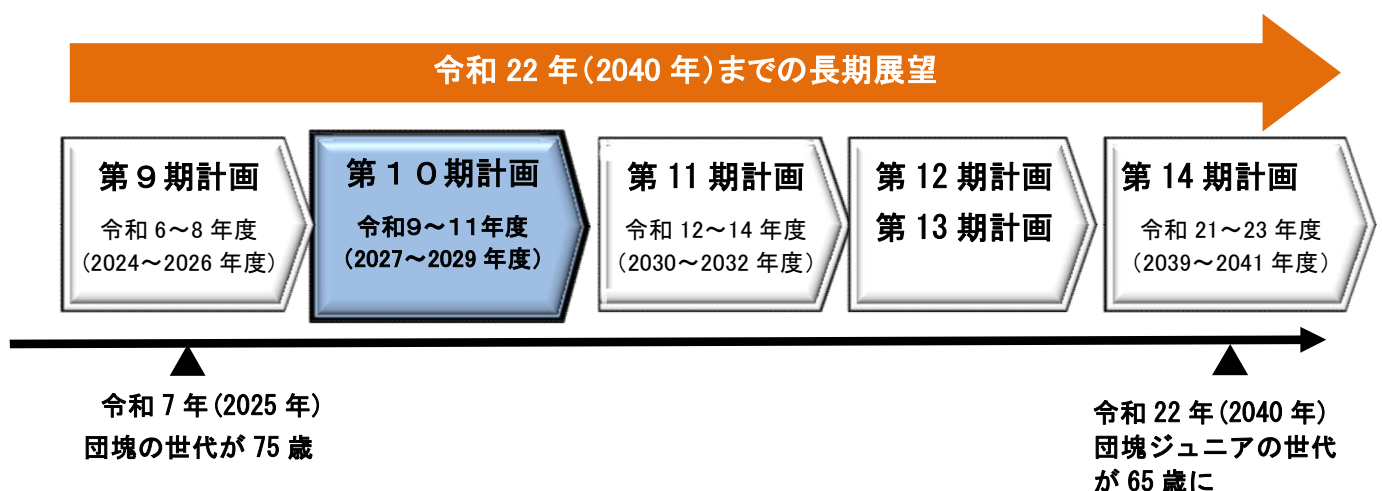
こうした状況を踏まえ、本計画では、地域の実情や課題を踏まえながら、今後 3 年間における介護サービス基盤の整備をはじめ、高齢者の保健・福祉・介護に関する施策の方向性を定め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していきます。

なお、この計画は介護サービスの整備計画であるとともに、本市の第 1 号被保険者に係る保険料の算定基礎となる計画となります。

2 計画期間

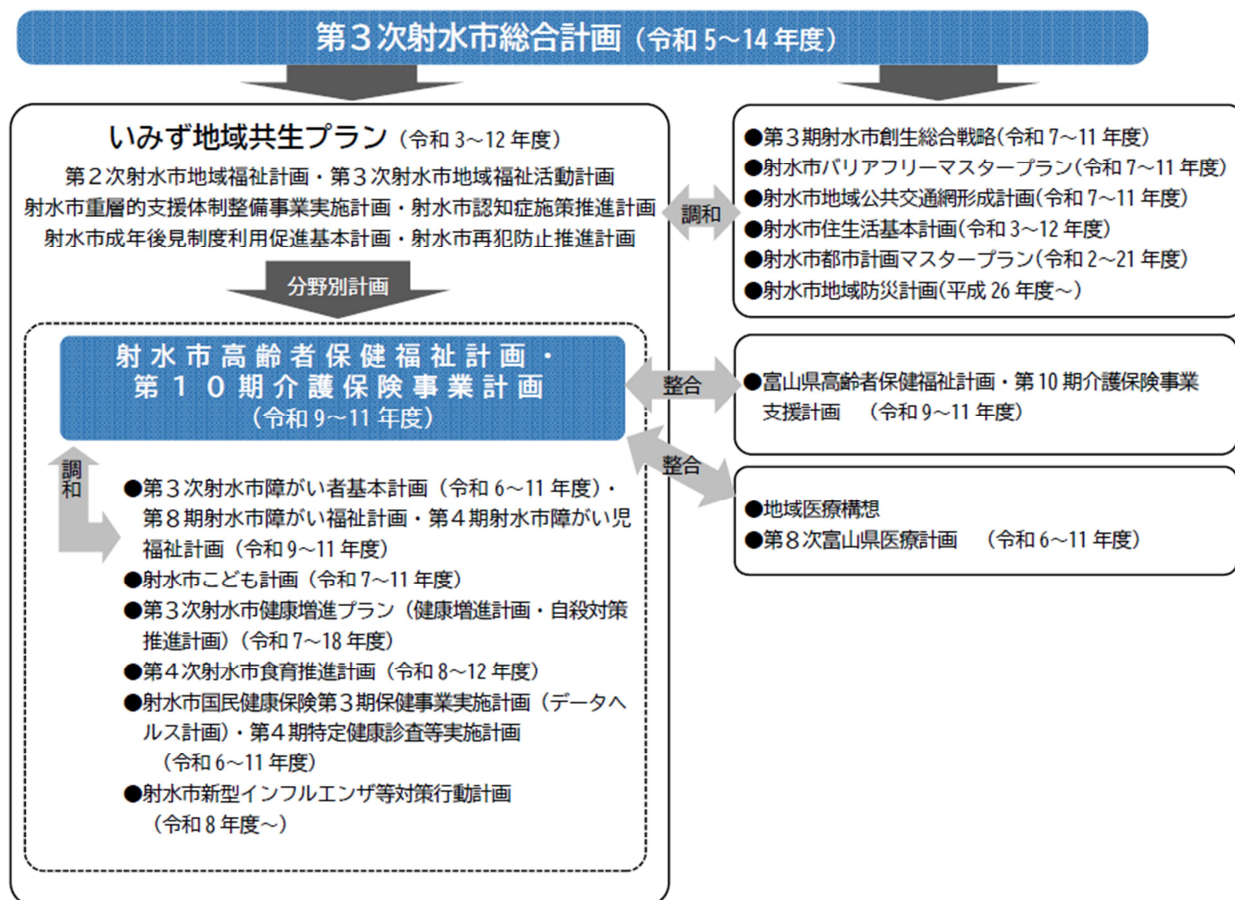
本計画は、令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 3 年間の計画期間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。

なお、計画の策定にあたっては、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えており、長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。



3 他計画等との関連

この計画は、以下の諸計画と調和・整合を図りながら策定します。



4 基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされており、計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

※今後、「社会保障審議会介護保険部会」において諮られ、基本指針案が提示される予定です。

【第10期計画基本指針・暫定版】

2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められています。

2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業計画に定めることが重要です。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

○令和6年度～令和8年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、第10期計画における施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス提供体制を計画的に確保していく必要がある。

- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることも重要である。
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型について、引き続き、地域の実情に応じて、普及を検討し、整備に取り組むことが重要である。
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保を図るため、特例介護サービスの新たな類型を創設することを検討している。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 2040 年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには大きな差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変化は様々となる。各地域を、「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」に分類した上で、こうした地域類型を意識しながら、関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが必要である。
- 中長期的なサービス提供の確保に資する方策について、速やかに取り組むことができるよう、その前提となる地域の状況に関する分析や課題の把握を進める必要がある。
- 今後、各保険者において地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、更なる取組を進めることができるよう、保険者機能を強化することが重要となる。

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- 生産年齢人口の減少が加速するとともに、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向け、総合的な取組を推進することが重要である。
- 人材の確保に当たっては、処遇改善に向けた取組を行うことを前提としつつ、高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量などについて、地域差や地域固有の問題が存在する中で、関係者がその実情等について把握・収集・共有・分析する中で課題を認識し、それぞれの役割・機能を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組む必要がある。こうした機能を果たすため、都道府県が設置主体となった介護人材確保に関するプラットフォームを構築することが有効である。

4. 医療・介護連携の推進

- 2040 年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者が一貫して増加する中、これらの者が適切に医療・介護サービスを受けられるサービス提供体制を確保する必要があるほか、急変等医療ニーズが必要となった際に円滑に通院、入院等の適切なサービスにつなげることができるよう、医療と介護の連携をさらに強化していく必要がある。加えて、在宅や介護施設における高齢者救急を支える包括的な機能を有する医療との連携も必要である。
- 第 10 期計画期間においては、都道府県・市町村双方の医療・介護部局がこれまで以上に密接な連携を図り、令和 9 年度から施行となる新たな地域医療構想等との円滑な接続の観点をはじめ、地域における医療・介護連携に関する諸課題について共通の認識を深めた上で、都道府県と市町村が各々の担うべき役割の整理を行い、地域において様々な場面や当事者間で医療と介護が連携して取り組むことができる体制の構築を目指すことが必要である。

5. 認知症施策の推進

- 都道府県及び市町村において、認知症の人の社会参加の場や必要な保健医療サービス及び介護サービス等について、データを活用して現状を確認し、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を定めて記載すること。
- 認知症の人の推計や「見える化」システムを活用した人口推計、サービス見込量等のデータを活用しながら、各都道府県内又は各市町村内における設置箇所数や活用状況、果たしている機能、現状のニーズと今後の見込み等の現状を確認し、都道府県又は市町村として考える今後の姿を示し、その姿の実現に必要な具体的な取組を定めること。

「射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定スケジュールについて

1 今後の策定スケジュール（案）

年 月	会 議 等	内 容
令和7年12月～ 令和8年3月	アンケート調査の実施	・対象者：要介護認定者 600人 一般高齢者 4,000人 事業所 167事業所
令和8年 7月 2日	第1回高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画推進委員会	・令和7年度介護保険事業計画の 進捗状況について ・アンケート調査集計結果報告
8月 6日	第2回高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画推進委員会	・被保険者数及び要介護認定者数 の推移について ・計画骨子(案)の検討 ・計画骨子(案)の審議、意見集約
9月	9月市議会定例会	・骨子（案）を議会に報告
11月10日	第3回高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画推進委員会	・素案についての審議、意見集約
12月	12月市議会定例会 パブリックコメントの実施	・素案を議会に報告
令和9年 2月 2日	第4回高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画推進委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・介護保険料の検討 ・計画案の承認 ・介護保険料の承認
3月	3月市議会定例会	・計画を議会に報告 ・介護保険条例の改正